

「山口県酪農・肉用牛生産近代化計画(案)」に対する意見と  
それに対する県の考え方

| No. | 意見の内容   | 意見に対する県の考え方   |
|-----|---|---|
| 1   | 「酪農及び肉用牛を巡る情勢」では、文面での列記および5年前と現状値の表記載のみであり、少なくとも30年程度の推移を明示すべき。 | 近年の畜産を取り巻く環境は大きく変化していることを踏まえつつ、本計画は5年ごとに見直しを行うことから、国が示した「酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領」(以下「作成要領」という。)に基づき、近年の情勢変化等を整理することとし、原案のとおりとします。 |
| 2   | 「国の基本方針を踏まえ」とあるが、どの基本方針か。                                       | ご意見を踏まえ、正式名称「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」(以下「基本方針」という。)に修正します。  |
| 3   | 「需要に応えるための生産基盤の強化」とあるが、需要の推移が見当たらないため、30年間の推移の明示が必要。            | 国は、国産畜産物の輸出の増加等によって需要は今後も堅調に推移すると見込んでおり、県産畜産物についても県産和牛統一ブランド等の県産ブランドによる一層の需要が見込まれることから、原案のとおりとします。                          |
| 4   | 「飼養頭数の維持・拡大を推進していく」とあるが、県内飼養頭数の推移の資料が見当たらないため、30年程度の推移の明示が必要。   | 近年の畜産を取り巻く環境は大きく変化していることを踏まえつつ、本計画は5年ごとに見直しを行うことから、平成25年度(前回作成時)と平成30年度(現在)の飼養頭数等を比較しており、原案のとおりとします。                        |
| 5   | 「推進」、「促進」、「支援」、「活用」、「〇〇する」に対応する具体的内容が見当たらない。                    | それぞれの言葉の前段に、具体的な取組内容等を記載しています。  |
| 6   | 「目標」設定の表記があるが、「現在」と「目標」の表記のみで、過去の推移が不明であるため、30年間の推移の表記が必要       | 近年の畜産を取り巻く環境は大きく変化していることを踏まえつつ、本計画は5年ごとに見直しを行うため、作成要領に基づき、原案のとおりとします。   |

|    |   |  |
|----|---|--|
| 7  | 各種施策で提示している案件の数値目標の提示がない。   | 本計画では、作成要領に基づき、乳用牛・肉用牛飼養頭数や生乳生産量等の数値目標を掲げており、各種の施策や取組を通じて数値目標の達成に努めてまいります。   |
| 8  | 「具体的取組」といいながら、「推進していく」の連呼で、現実的具体的内容がないため、具体的施策を明示願います。  | P. 16の「具体的措置」では具体的な取組内容を記載しているため、原案のとおりとします。   |
| 9  | 「本計画を推進するにあたっては、関連計画や諸施策と緊密な連携を図りつつ、市町及び関係機関等との役割分担を明確にして、目標達成に向けた取組を行う」とあるが、当計画の推進母体、連携方法、取組方法、検証方法等、具体的方法が不明。 | 本計画の目標達成のためには、他の関連計画や諸施策と一体的かつ効率的に進めるとともに、県及び市町、関係機関等が持つ役割を踏まえつつ、連携した取組が必要となります。また、各種施策の進捗状況や数値目標の達成状況は、毎年度確認を行っていくこととしています。 |
| 10 | 「酪農・肉用牛生産」の施策を考えるのであれば、消費面での施策が必要。  | ご指摘のとおり、生産と消費は一体的に取り組む必要がありますが、本計画は、生産部門に係る振興方策等を示すもので、原案のとおりとします。   |
| 11 | 施策の箇条書き列記が必要。   | 本計画は、今後10年間の振興方策等を示すもので、具体的な施策は、本計画を基本として毎年度個別に検討していきますので、原案のとおりとします。  |
| 12 | 当計画は国の施策の影響を強く受けると感じますが、「国に対して意見する」という点の記述が欠けている。   | 本計画は、あくまでも本県畜産の実態等を踏まえた振興方策等を示すものです。なお、数値目標の達成等に向けて、国に対して意見等が必要な場合は、具体的な施策提案等を通じて行っていく予定ですので、記述は不要と考えます。                     |

|    |  |   |
|----|--|---|
| 13 | <p>県行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を提示し、数年単位の長期検討を実施した例があるが、「記述不足による意見募集の期間延長/再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示すべき。</p> | <p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」(以下「実施要綱」という。)に基づき実施しています。</p> <p>意見募集の時期や期間は、基本方針及び作成要領が示されたタイミングから、本計画の検討期間や有識者からの意見集約等に要する時間を踏まえて決定しており、期間延長等の予定はありません。</p> |
| 14 | <p>具体的施策の設定や関係者有識者県民からの意見募集実施の上実行すべき。</p>  | <p>具体的な施策等は、毎年度市町や関係機関等からご提案をいただき、本計画等に照らしながら、限られた予算の中で反映させてまいります。</p>  |
| 15 | <p>「目標数値」の設定に過去30年程度の数値の推移が必要。</p>   | <p>近年の畜産を取り巻く環境は大きく変化していることを踏まえつつ、本計画は5年ごとに見直しを行うことから、作成要領に基づき、原案のとおりとします。</p>  |
| 16 | <p>西暦表示又は元号西暦併記に統一をお願いします。</p>   | <p>直近のものは全て和暦(元号)表記で統一しており、一部、元号が昔のものは、西暦を併記しています。</p>  |
| 17 | <p>専門用語・行政用語が多数見受けられるため、語句解説をお願いします。</p>   | <p>特に分かりにくいと思われる専門用語には、解説を記載しています。</p>  |
| 18 | <p>一般的論文と同様に、通し番号の設定をお願いします。</p>   | <p>作成要領により作成しているため、原案のとおりとします。</p>  |
| 19 | <p>年末年始も含めた上で、かつ意見募集期間が重なる意見募集計19案件実施、資料数十ページにもなる案件も含む中で全案件通常と同様の1か月の期間設定は意見募集の体を成していない。</p> <p>期間の延長、又は意見募集の再実施を求めます。</p>   | <p>本パブリック・コメントは、実施要綱に基づき実施しています。</p> <p>意見募集の時期や期間は、基本方針及び作成要領が示されたタイミングから、本計画の検討期間や有識者からの意見集約等に要する時間を踏まえて決定しており、期間延長等の予定はありません。</p>                                |
| 20 | <p>当パブリック・コメントが年末年始を含む時期に行われた理由を明示願います。</p>  |   |

|    |   |
|----|---|
| 21 | <p>前述、当案件当時期パブリックコメント/意見募集実施理由への御返答が県行政の処理/スケジュールの関係」の場合、「この時期の意見募集設定・案件集中」は必須と言う事となります。パブリック・コメント(県民意見募集)を適切に実施する為の恒久的対策の実施(意見募集期間に年末年始を含む場合・案件集中する場合は期間延長必須、等)を御願い致します。</p>   |
| 22 | <p>「年末年始含む期間にパブリックコメント/意見募集案件集中」に関しての前述(期間の年末年始回避、案件集中回避)の様な意見を、過去数年、複数回/複数案件、意見募集期間に年末年始を含んでいた各パブリック・コメント/県民意見募集に送付したと記憶しております。パブリック・コメント/県民意見募集について、県行政として「年末年始含む期間の回避」について何らかの対応(県行政としての検討、県内各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか明示願います。</p> |
| 23 | <p>「案件集中の回避」について何らかの対応がなされたか明示願います。</p>   |
| 24 | <p>「募集時期集中時の期間延長」について何らかの対応がなされたか明示願います。</p>  |
| 25 | <p>前述各対応が無かった場合は、「(過去のパブリックコメント/意見募集でも指摘があったにもかかわらず)なぜ県として対応をしなかったのか」、関係各部署に御確認の上で対応非実施の理由を明示願います。</p>  |
| 26 | <p>前述対応があった場合、なぜ今回の当パブリックコメント/県民意見募集で適切な対応(集中回避・集中時期間延長等)が取られていないのか明示願います。</p>  |

|    |   |   |
|----|---|---|
| 27 | <p>新聞に広告掲載したか提示願います。</p>  | <p>本パブリック・コメントは、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告(令和3年1月12日(火)の山口新聞)により広報に努めました。</p>  |
| 28 | <p>今回の意見募集期間重複19件では、新聞広告「山口県からのお知らせ(山口県広報)」(新聞下4-5段広告)に掲載案件・未掲載案件(別途小広告記載)に分かれたと認識しております。</p> <p>県民意見募集の広報手段が分かれた理由を明示願います。</p> | <p>本パブリック・コメントは、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告(令和3年1月12日(火)の山口新聞)により広報に努めました。</p> <p>また、県広報誌は年4回の発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。</p> |
| 29 | <p>各案件について、前述新聞広告で一方の広告を選択した理由を明示願います。</p>  | <p>限られた予算の中、いかに効果的に広報を行うか、今後とも検討してまいります。</p>  |
| 30 | <p>今回の案件を含め、県広報誌や「山口県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメント/県民意見募集についてや、パブリック・コメント/県民意見募集全般に関する記事が殆どまたは一部しか掲載されていない理由を明示願います。</p>               | <p>限られた予算の中、いかに効果的に広報を行うか、今後とも検討してまいります。</p>  |
| 31 | <p>前述各意見に対する御返答と、意見送付県民数・意見数より、今回の当該パブリック・コメント/県民意見募集についての広報が十分になされたかどうか、御判断御明示願います。</p>  | <p>意見提出者は1人で、意見は33件寄せられたことから、広報は一定の効果があったと考えています。</p>   |
| 32 | <p>パブリック・コメント/県民意見募集の期間が1か月なのに対して、県広報紙発行が2-3か月間隔と言うのは、県の広報手段として不適切な発行期間と感じます。県広報紙発行頻度の見直しを実施願います。</p>                           | <p>県広報誌は年4回の発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。</p> <p>限られた予算の中で、いかに効果的に広報を行うか、今後とも検討してまいります。</p>                                       |

|    |  |  |
|----|--|--|
| 33 | <p>資料未確認ですが、当件の内容は地域性専門性の高いものとなっていると考えます。県民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家・各自治体からの直接の意見聞き取り等の実施を御願ひ致します。</p> | <p>本計画の内容は、学識経験者や関係機関の有識者からいただいたご意見等を反映させています。</p> |
|----|--|--|